

Client Alert

1 July 2020

グローバル企業のための、贈収賄・汚職防止に向けたコンプライアンス： 2019年及び最新の法規制、執行事例等の重要アップデート

本アラートでは、グローバルに事業活動を展開する日本企業に向けて、贈収賄・汚職防止のためのコンプライアンス上の取り組みにとって有益となる、2019年及び最新の法規制、執行事例等の重要アップデートを紹介するとともに、今後の実務対応に関する提案について概説する。

2019年及び最新の法規制・執行事例等の重要アップデートの概要

2019年及び最新の重要な法令・ガイダンス等のアップデートの概要は、以下のとおりである。

- 米国：司法省によるコンプライアンス制度評価ガイダンスの改訂
- 英国：重大不正捜査局によるコンプライアンス制度評価ガイダンス及び企業の捜査協力に関するガイダンスの公表
- 日本：外国公務員贈賄罪の新たな執行事例及び海外贈賄事件に関する第三者委員会報告書の公表

米国

コンプライアンス制度評価ガイダンスの改訂

2020年6月1日、米国司法省（DOJ）は、2017年2月に公表（その後2019年4月に改訂）された「コンプライアンス制度評価ガイダンス（"Compliance Program Evaluation Guidelines"）」の改訂版を公表した¹。

同ガイダンスは、検察官が捜査、訴追決定又は司法取引の際に考慮する、対象企業のコンプライアンス制度の有無、実効性、改善措置を判断する際の確認項目についてガイダンスを示すものである。今回の改訂版は、従来の確認項目（例えば、不正行為の原因分析と改善措置、上級・中級管理職の姿勢、コンプライアンス部門等の自立性とリソース、ポリシー及び手続、リスク評価、役職員への研修及びコミュニケーション、秘匿性のある内部通報及び不正調査手続、法令遵守のインセンティブと違反時の懲戒処分、定期的見直し

¹ <https://www.justice.gov/criminal-fraud/page/file/937501/download>

本アラートに関する お問い合わせ先：



武藤 佳昭
パートナー
03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



茨城 敏夫
パートナー
03 6271 9507
toshio.ibaraki@bakermckenzie.com



吉田 武史
パートナー
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



栗原 里枝
アソシエイト
03 6271 9762
rie.kuwabara@bakermckenzie.com

及び継続的な改善、エージェント等の第三者の管理、M&A プロセス) を、大きく変更するものではないが、以下の点について、強調する変更が加えられている。

- いかに入念に設計されたコンプライアンス制度であっても、その運用体制が脆弱であれば絵に描いた餅であり、全てのコンプライアンス制度は、効果的かつ適切に、人員、権限、予算等のリソースが与えられる必要がある。
- リスクアセスメントの一環として自社又は他社の不正行為事例から学習する必要がある。
- コンプライアンス制度のモニタリング及びリスクアセスメントがその運用状況に関するデータ分析に基づいて継続的に実施され、コンプライアンス制度が適切にアップデートされる必要がある。例えば、内部通報制度に関して言えば、役職員の内部通報制度の認知度／利用頻度、及び内部通報の受付から社内調査の完了／是正措置までの手続の実効性について具体的なデータに基づいて検証されること必要である。
- コンプライアンス制度の設計は、適用される外国法によって影響を受け得る余地を認めつつ、DOJ の求める期待水準を満たすために企業が採用したアプローチについては、企業側に説明責任がある。

英国

コンプライアンス制度評価ガイダンスの公表

2020年1月17日、贈収賄・汚職事件に関する規制当局である英国重大不正捜査局（SFO）は、同局のコンプライアンス制度評価のガイダンス（"Evaluating a Compliance Programme"）を公表した²。

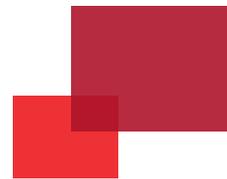
同ガイダンスは、コンプライアンス・プログラムに関する定義を示すとともに、時系列を考慮したコンプライアンス・プログラムの評価の枠組みが示されている。具体的には、下記の通り、各時点のコンプライアンス・プログラムがどのような目的で評価されるのかが整理されている。

- 違反行為時点のコンプライアンス・プログラム — 訴追決定、英国贈収賄法上の法人処罰の抗弁（adequate procedures）の判断、量刑の決定
- 現時点のコンプライアンス・プログラム — 訴追決定、起訴猶予合意（DPA）の妥当性の判断、量刑の決定
- 将来予定されている改善措置 — 起訴猶予合意（DPA）の内容、その後のモニタリング手続の判断

一方、適切なコンプライアンス制度の判断要素としては、2011年に司法省が公表している英国贈収賄法ガイダンスに挙げられた6つの原則に準拠している。

本ガイダンスは、SFOの内部ガイダンスであり、外部の第三者に対して法的アドバイスを提供するものではないとされているものの、企業が、グローバ

² <https://www.sfo.gov.uk/publications/guidance-policy-and-protocols/sfo-operational-handbook/evaluating-a-compliance-programme/>



ル・コンプライアンス・プログラムの設計・運用する際に、その適切性を判断するための一つの参考になり得るものと考えられる。

企業の捜査協力に関するガイダンスの公表

2019年8月6日、SFOは、「企業の捜査協力に関するガイダンス ("Corporate Co-operation Guidance")」を公表した³。

新たなガイダンスは、起訴猶予合意を得るために必要となる、企業の捜査協力に関する指針を示すものであり、既に公表されている「企業訴追の指針 ("Guidance on Corporate Prosecutions")」や「起訴猶予合意の実務規範 ("DPA Code of Practice")」で示された指針を補完する内容となっている。具体的に、ガイダンスは、証拠や情報の提出方法について詳細な指針を示すとともに、証人又は被疑者となり得る人物に対するインタビューや人事的処分などを行う前に、SFOに適時相談することなどを求めている。

一方で、本来捜査機関に対して開示を拒絶することのできる秘匿特権の対象となり得る文書（インタビューメモ等）について、秘匿特権を放棄しなければ起訴猶予合意の獲得に影響を与え得る旨、示唆しているなど、米国司法省に対する捜査協力の実務と異なる点も含まれており、留意が必要である。

日本

外国公務員贈賄罪の新たな執行事例

2020年1月20日、名古屋区検察庁は、追徴課税や罰金などを減額する見返りにベトナムの税関職員に約735万円相当の現金を手渡したとして、不正競争防止法の外国公務員贈賄罪の疑いで名古屋市東区の電線加工業者の現地法人元社長の48歳の男性社員を略式起訴し、同日、名古屋簡易裁判所は、同男性社員に対して罰金100万円の略式命令を出した。

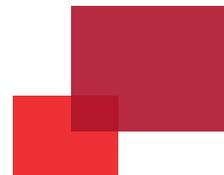
同社の現地法人は、ベトナムの税関から、申告と異なる電線の材料が輸入されたなどとして計5,000万円相当の支払命令と税関における格付けを下げる行政処分の通知を受領したが、上記男性社員が現地法人社長であった2014年5月10日ごろ、ベトナムのハイフォン市税関局の幹部職員2人に15億ドン（約735万円）の賄賂を手渡した結果、支払額は計400万円相当に減額され、行政処分も取り下げられた。事件は、捜査機関に対する匿名の情報提供により発覚したと報道されている。

本件は、公表事例として、6件目の不正競争防止法第18条の外国公務員贈賄罪の執行事例にあたり、今後の同外国公務員贈賄罪の執行状況が注目される。

海外贈賄事件に関する第三者委員会報告書の公表

2020年4月1日、東証1部上場のプラスチック製造会社が、ベトナムの子会社において、2017年6月は税関局の職員に、2019年8月は税務局の職員に対して、追徴課税の減額等を目的として、現地通貨で合計2,500万円相当の

³ <https://www.sfo.gov.uk/publications/guidance-policy-and-protocols/sfo-operational-handbook/corporate-co-operation-guidance/>



現金を提供した事実を認定する、第三者委員会の調査報告書を公表した⁴。かかる現金の供与は、不正競争防止法の外国公務員贈賄罪に該当するものと考えられ、報道によれば、その後、同社は、2020年5月11日、東京地検に自主申告したとされている。一方、同月26日、ベトナム財務省は、日本の報道内容を受け、事件に関与していたと考えられる税務局職員及び税関局職員の合計11人を職務停止処分としたことを公表している。

本件は、海外贈賄事件について、第三者委員会が設置された2件目の例であり、日本企業の海外拠点が現実的に直面し得る贈収賄リスクの実態が調査報告書によって公表されている事例として、貴重なものと考えられる。

今後の実務対応

以上の重要アップデートを踏まえ、今後の実務対応として考慮すべき内容は、以下のとおりである。

- 海外の贈収賄・汚職防止のためのコンプライアンス制度の導入を現在検討されている企業及び既に導入済みの企業が、より実効性のあるコンプライアンス制度の実現を目指す上では、一般的に参照されるDOJのFCPAリソースガイド⁵や経産省の「海外贈収賄防止指針」⁶のみならず、今回のDOJ「コンプライアンス制度評価ガイダンス」改訂版、英国重大不正捜査局（SFO）「コンプライアンス制度評価のガイダンス」（及びこれが準用する「英国贈収賄法ガイダンス」）も参考にして、自社コンプライアンス制度を見直す機会を設けることが望ましいものと考えられる。
- また、海外子会社を含めた自社グループの役職員の、贈収賄・汚職防止に向けたコンプライアンス意識の向上を目指す上では、新たに公表された日本企業の海外贈収賄事件の事例を利用したコンプライアンス研修・教育の機会を設けることで、日本企業の海外拠点が、依然として贈収賄リスクに晒されている現状について再認識する機会を設けることも考えられる。

⁴ <https://www.tenmacorp.co.jp/dl/?no=1558>

⁵ <https://www.justice.gov/sites/default/files/criminal-fraud/legacy/2015/01/16/guide.pdf>

⁶ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/GaikokukoumuinzouwaiBoushiShishin20170922.pdf